

栃木県農業大学校評価実施要領

(趣旨)

第1条 栃木県農業大学校（以下「大学校」という。）は学校教育法第42条及び第43条（第133条において準用する）に基づき、不断に教育の質の向上や学校運営の改善を図るため、大学校の教育活動その他運営状況について評価を行い、評価結果の公表により説明責任を果たすとともに、保護者、関係機関等の連携協力のもと、求められる学校づくりを進める。

(評価の実施)

第2条 学校評価は、大学校が自ら行う評価（以下「自己評価」という。）と、その評価結果に関して関係者が行う評価（以下「関係者評価」という。）により実施するものとする。

2 自己評価は、大学校が自ら設定した目標について、その達成状況を大学校職員が評価し、関係者評価は、自己評価結果について外部の関係者が評価を行うものとする。

(自己評価シートの作成・公表)

第3条 大学校は、毎年度運営方針を定め、それに基づき自己評価シートを作成する。

2 自己評価シートで定める項目は、次の各号に掲げるものとし、その設定等にかかる考え方は別表1のとおりとする。

- (1) 重点目標
- (2) 現状と課題
- (3) 評価項目・指標
- (4) 具体的方策（取組項目と内容）
- (5) 達成度
- (6) 次年度の課題及び改善方向

3 自己評価シートを作成したときは、その内容をすみやかに公表するものとする。

4 学校評価を効果的に実施するため、年度途中に自己評価の中間検証を実施し、年度後半の取組の見直しに活用する。

(自己評価委員会の設置)

第4条 自己評価を実施するため、別表2に掲げる者で構成する自己評価委員会を設置する。

2 自己評価委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 自己評価の実施
- (2) 関係者評価結果に伴う対応策の検討
- (3) 評価結果の公表と設置者への報告
- (4) その他自己評価を行うために必要な事項

(関係者評価委員会の設置)

第5条 大学校が実施した自己評価について、外部の関係者による評価を行うため、関係者評価委員会を設置する。

2 関係者評価委員会は、別表3に掲げる大学校同窓会、関係機関・団体等から構成し、校長が委嘱する。委員長及び副委員長は互選とする。

3 委員の任期は委嘱の日から1年とし、再選を妨げない。

4 関係者評価委員会は、次に掲げる業務を行う。

(1) 自己評価結果の評価

(2) 評価に伴う改善策等の提言

(3) その他関係者評価を行うために必要な事項

(関係者評価の活用)

第6条 校長は、前条の評価結果を踏まえ、当該年度の成果及び課題等を整理し、翌年度以降の教育活動及び学校運営に反映させるよう努めるものとする。

(評価結果等の公表・報告)

第7条 校長は、自己評価結果及び関係者評価結果を大学校ホームページにより公表するとともに、大学校設置者に報告するものとする。

2 公表にあたっては、保護者、同窓会・後援会及び関係機関・団体等に対する情報提供に努めるものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、学校評価に関し必要な事項は別に定める。

付則

この要領は、平成30(2018)年4月2日から施行する。

付則

この要領は、平成31(2019)年4月1日から施行する。

(別表1) 評価項目設定の考え方

項目	設定の考え方
重点目標	大学校の設置目的や果たすべき役割・機能、目指す方向等を踏まえ、教育の質の向上、学生生活の充実、学校運営の効率化、安全の確保など多角的な観点から設定する。
現状と課題	重点目標に照らし合わせ現状を書き出し、課題を抽出する。
評価項目・指標	重点目標の達成に向けて評価可能な項目と当該年度の指標を設定する。 指標は定量的に把握可能な数値を選定し、複数の評価項目を設定することも可能とする。
具体的方策	現状と課題を踏まえ、改善すべき方策を設定する。
経過・達成実績	年度当初に当たっては、具体的方策ごとに、その取組項目及び内容を記載する。記載に当たっては、可能な限り定量的に表記する。 中間検証に当たっては、前期の実績（見込みを含む）を、年度評価に当たっては年間の実績（見込みを含む）を記載する。
達成度	評価項目ごとの達成度は、以下の4段階とする。 A:90%以上 B:70%以上 90%未満 C:50%以上 70%未満 D:50%未満
次年度の課題及び改善方向	中間検証に当たっては、前期実績を踏まえ、年度目標達成のために後期に改善すべき内容を記載する。 年度評価に当たっては、年間実績を踏まえ、次年度に改善すべき内容を記載する。

(別表2) 自己評価委員会

区分	
校長	
副校長	
事務部	事務部長兼総務課長、学生課長
教務部	主任教授、TL
その他校長が指定する者	

(別表3) 関係者評価委員会

区 分	
同窓会・後援会	会長または会長が指名する者
高校	栃木県農業関係校長会長
農業者	栃木県農業士会会長及び栃木県女性農業士会会長もしくは各会長が指名する者
農業団体	栃木県農業会議会長または会長が指名する者 栃木県農業協同組合中央会会長または会長が指名する者 栃木県農業振興公社理事長または理事長が指名する者
関係機関	経営技術課長、農業振興事務所長会会長